

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p style="text-align: center;">光電話サービス （宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p style="text-align: center;">2026年3月1日</p> <p style="text-align: center;">株式会社 STNet</p>	<p style="text-align: center;">光電話サービス （宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p style="text-align: center;"><u>2026年5月1日</u></p> <p style="text-align: center;">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス（宇和島市専用サービス用集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）												
<p>第11章 雑則 （電話帳）</p> <p>第57条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記20（電話帳の掲載）に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。 （注）「別に定める協定事業者」はNTT西日本株式会社とします。</p> <p>料金表 第4表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第2 電話帳掲載料</p> <table border="1" data-bbox="175 653 1308 726"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話帳掲載料</td> <td>電話帳発行の都度1掲載ごとに</td> <td>500円（550円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則</p>	区分	単位	料金額（税込価格）	電話帳掲載料	電話帳発行の都度1掲載ごとに	500円（550円）	<p>第11章 雑則 （電話帳）</p> <p>第57条 当社は、光電話サービス契約者から請求があったときは、当社が別記20（電話帳の掲載）に定めるところにより、電気通信番号を電話帳（別に定める事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。）に掲載します。 （注）「別に定める事業者」はNTTタウンページ株式会社とします。</p> <p>料金表 第4表 附帯サービスに関する料金</p> <p>第2 電話帳掲載料</p> <table border="1" data-bbox="1400 653 2552 726"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金額（税込価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話帳掲載料</td> <td>電話帳への掲載1番号ごとに（初回のみ）</td> <td>500円（550円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 （実施期日） 1 この改正約款は、2026年5月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。</p>	区分	単位	料金額（税込価格）	電話帳掲載料	電話帳への掲載1番号ごとに（初回のみ）	500円（550円）	
区分	単位	料金額（税込価格）												
電話帳掲載料	電話帳発行の都度1掲載ごとに	500円（550円）												
区分	単位	料金額（税込価格）												
電話帳掲載料	電話帳への掲載1番号ごとに（初回のみ）	500円（550円）												